

新潟市教育委員会では、魅力ある教職員を育成し、質の高い教育活動を行うために、教職員が自らのワーク・ライフ・バランスを確立し、心身ともに健康であることが大切と考え「第2次多忙化解消行動計画」(2018~2020年)を策定いたしました。この計画を基に教育委員会と学校が両輪となって働き方改革を進めていきます。

また、働き方改革の進捗状況や各学校の取組を共有し、さらなる取組の推進・充実につなげることを目的として、「働き方改革通信：チャレンジ」を発行していきます。

知っていますか？ 具体的な指標

月あたりの平均時間外勤務時間が45時間以下の教職員を増やす。
年間14日以上有給休暇を取得する教職員を増やす。



そして、気になる現状は？



出退勤記録による「5~7月の職種別時間外勤務時間」 H29, H30の比較

職名	5月			6月			7月		
	H29	H30	差	H29	H30	差	H29	H30	差
校園長	38:49	35:59	▲ 2:50	40:55	37:21	▲ 3:34	31:43	29:58	▲ 1:44
教頭	83:18	80:59	▲ 2:19	84:13	77:13	▲ 7:00	65:14	65:44	0:30
主幹教諭	82:38	79:20	▲ 3:18	81:30	75:19	▲ 6:10	64:48	63:42	▲ 1:05
教諭	56:06	52:56	▲ 3:10	57:34	50:43	▲ 6:50	39:12	40:37	1:25
養護教諭・養護助教諭	38:57	36:20	▲ 2:37	41:47	37:00	▲ 4:46	20:06	24:53	4:47
栄養教諭・学校栄養職員	29:24	27:33	▲ 1:51	25:35	24:40	▲ 0:54	12:11	20:04	7:53
学校事務職員・事務員	19:29	17:15	▲ 2:14	18:58	15:45	▲ 3:12	9:29	13:17	3:48
講師・助教諭	47:47	45:00	▲ 2:47	46:19	43:02	▲ 3:17	26:12	32:18	6:06

上記職種合計の平均	49:33	46:55	▲ 2:38	49:36	45:08	▲ 4:28	33:36	36:19	2:42
-----------	-------	-------	--------	-------	-------	--------	-------	-------	------

「差」は同じ月の前年度との差 「▲」は減

これらの現状を踏まえ、教育委員会と校長会の代表で構成される「学校における働き方改革検討ワーキングチーム」を立ち上げ、教育の質を保ちながら長時間勤務を解消するための話し合いを進めています。

ワーキングチーム会議 (H30.7.17)

主な議題

- ・スクールロイヤーについて
- ・時間外の電話対応について 他



スクールロイヤー制度が始まりました

新教人第383号（H30.9.3 付）にて、スクールロイヤー制度の運用についてお知らせいたしました。ご覧いただきましたでしょうか。学校園で起きている様々なトラブルを一人で抱え込まず、弁護士に相談できる制度が始まりました。重大事案については弁護士のアドバイスや支援を受けて解決を図ることをお勧めします。

スクールロイヤー制度が本格始動します

～学校園を法的に支援します～

新潟市教育委員会 学校人事課

価値観やニーズの多様化によって、学校園ではさまざまなトラブルが発生し複雑化しています。学校園におけるトラブル防止とよりよい解決のため、スクールロイヤー制度が本格的に始動します。これまでも重大な学校問題については、弁護士のアドバイスや支援を受けて解決を図ってきましたが、早い段階から法律の専門家である弁護士からアドバイスや支援を受けたほうがよい事案がみられます。スクールロイヤーによる相談・支援により、きめ細やかで効率的な解決と教職員の精神的負担を軽減を図っていきます。「学校ダイレクト相談」の相談形態も設けました。ぜひご活用ください。

スクールロイヤー制度の概要

【スクールロイヤー】 小金澤 俊裕 弁護士
事務所：新潟市中央区寄居町697番地1 マンション北陸207号
電話 025-201-7865 fax 025-201-7863

【支援の形態】 ○学校ダイレクト相談 学校から直接スクールロイヤーへ相談を行います。
○研修会等講師
○その他

学校支援課、学校人事課を窓口にした相談や必要に応じて教育委員会と連携して個別支援を行います。

相談したいときは、学校ダイレクト相談を利用するか、学校支援課、学校人事課を窓口にご相談ください

相談したいとき、学校ダイレクト相談を利用するか、学校支援課、学校人事課を窓口へご相談してください。学校ダイレクト相談は、管理職が、別紙相談依頼票に具体的な状況や相談内容を記入し、メールに添付してスクールロイヤーに送ります。それを受け、スクールロイヤーが返信し、相談・支援を行います。

相談票送付アドレス koganezawa-law@vesta.ocn.ne.jp

◇こんなときは、遠慮なく相談を！

学校の教育活動の騒音がうるさいと近隣住民から苦情があった。

保護者が学校に、生徒間トラブルに関する資料（事故報告書、調査時のメモ等）の写しがほしいと要求してきた。

保護者が、学校の児童・生徒への対応が気に入らないと学校に教員の謝罪と処分を求め学校がこれに応じないと訴えてやると言った。

生徒間の喧嘩で生徒がけがを負ってメガネを破損したところ、その保護者が学校と教員にも責任があるとして治療費とメガネの代金を請求してきた。

判断に困ることがありますね。そんな時は法的な立場からアドバイスします。



学校ダイレクト相談 相談依頼票

小金澤弁護士 様

送信日 月 日

相談者	学校園名	職名	氏名
管理職が相談する			
電話番号		メール アドレス	
相談内容	いつ どこで 誰が どうした どうしてほしい 何を相談したいかを明確に		
具体的な状況			

学校ダイレクト相談は、
管理職が相談依頼票に
必要事項を記入して、
メールにてスクールロイ
ヤーに送る制度です。

今、教育委員会と学校がすべきこと

～新たな視点で働き方を見つめなおす～

講師 文部科学省業務改善アドバイザー 佐藤 正淳 様



業務改善のキーワード	か	り	る
	き	め	る
	ま	か	す
	か	え	る
	わ	か	つ

平成30年8月23日（木）小学校の校長先生方を対象に働き方改革研修会を開催しました。横浜市教育委員会の働き方改革の取組や、業務改善のキーワードに基づいたさまざまな改善方法をご示唆いただきました。

講演後、ある校長先生は、「横浜市教育委員会の取組の姿勢として示された『先生のHappyが子どもの笑顔をつくる』に共感を覚えた。改革・改善できることはたくさんある。ヒントも得た。教職員とともに学校の今を見つめ直し、働き方改革を加速させたい。」と話しておられました。今回の講演内容が各学校の取組に役立つことを願っています。